

医師会主催の研修会等への託児サービス併設費用補助事業 実施要綱

(要旨)

各地域の医師会が主催する女性医師等の就業を支援することについて効果のある研修会、講習会、講演会に託児サービスを併設するための費用を補助し、育児中の医師に対して学習機会を確保することにより、勤務継続及び復職の支援を行う。

1. 対象

都道府県医師会または郡市区医師会が主催する、女性医師等が就業することについて効果のある研修会、講習会、講演会（但し、「医学生研修医等をサポートするための会」、「女性医師の勤務環境の整備に関する病院長、病院開設者・病院管理者等への講習会」、「地域における女性医師支援懇談会」を除く。）

 - 都道府県医師会または郡市区医師会が主催し、営利団体等が共催する場合についても対象とする（平成24年度変更）。
 - 都道府県医師会または郡市区医師会の会務運営に資する会議（会内委員会等）において出席者のために託児サービスを併設した場合は補助の対象にならない（厚生労働省に照会し確認）。
2. 期間

令和2年4月～令和3年2月実施分
3. 補助額

（日本医師会を除く） 1 都道府県医師会あたり 30 万円を基本に、1 政令指定都市につき 20 万円を加算した金額を限度として、実費を補助する（但し、最高で 70 万円とする。また、東京都医師会は 40 万円を加算する。[別添表参照]）。

 - 他の補助金・協賛金等と、本費用補助の重複不可。
 - 託児サービスを提供する場所として医師会館を利用した場合、会場費は補助の対象にならない。
4. 申請方法

（日本医師会を除く） 都道府県医師会が都道府県医師会および管内の郡市区医師会開催分をとりまとめ、所定の様式（別紙1）および（別紙2）に領収書の写しを添付して申請する（限度額以内）。また様式（別紙1）及び（別紙2）は日本医師会女性医師支援センターホームページ（<https://www.med.or.jp/joseiishi/application/hojo/>）よりダウンロードが可能となるので必要に応じて活用する。
なお、締め切りは令和2年4月～11月実施分を令和2年12月11日（必着）、それ以降に実施された分については、令和3年3月5日（必着）とする。